

ひたちなか市空き家バンクの利用登録について

1. 利用登録の申込み

- ①必要書類：利用登録申込書と誓約書を提出ください。
(受付：ひたちなか市空家等対策推進室の窓口持参，郵送，E-MAIL)
- ②市の審査：利用目的等の審査をします。
- ③登録：審査でOKとなった場合は、「利用登録通知書」を発送します

2. 登録物件の閲覧

ひたちなか市空き家バンクのサイト「物件一覧」にあるリンク先から、空き家情報をご確認ください。物件登録が無い場合もあります。

【リンク先】

- ・アットホーム(株)
- ・(株)LIFULL

※上記2社の物件情報に違いはありません。



ひたちなか市空き家バンクのサイト
「物件一覧」のQRコード

3. 希望する物件が見つかった場合

- ①希望物件の仲介を担当する不動産事業者まで連絡してください。
- ②物件情報の確認、現地見学（内覧）などの申込みをしてください。
連絡の際は、空き家バンクの利用登録を済ませていることをお伝えください。

4. 現地確認 ～ 交渉 ～ 成約

- ①現地確認後に購入・賃貸を希望される場合は、担当の不動産事業者を介し所有者と交渉をしていただきます。
- ②所有者との交渉がまとまれば成約となります。
- ③不動産事業者に仲介手数料をお支払いください。

※注意事項

- ・空き家の利用目的によっては、登録をお断りする場合があります。
- ・物件情報の確認などは、担当の不動産業者へ直接ご連絡ください。
- ・同時に複数物件の交渉をすることはできません。
- ・契約した際には、宅地建物取引業法で定められた仲介手数料が必要となります。
- ・市では、交渉・契約に関しては一切関与しませんので、交渉・契約に関するトラブルについては、当事者間において責任をもって解決してください。
- ・都市計画法、建築基準法等、関係法令への適合状況について、市は責任を負いませんので、利用者の責任で十分ご確認ください。
- ・登録期間は、登録した日の翌々年度末となります。
- ・登録した内容に変更があった場合や登録期間の延長を希望される場合、登録の取り消しを希望される場合は届出をお願いします。
- ・ご不明な点などあれば、ご連絡ください。



空き家活用推進キャラクター
おふる

【問合せ・申込先】

ひたちなか市空家等対策推進室

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL : 029-273-0111 (代表) 内線 3225, 3226 土日・祝日を除く平日 8:30~17:30

E-MAIL : akiyat@city.hitachinaka.lg.jp